

横須賀市報

第 1921 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

- ◇市道路線廃止について..... 15583
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... ”
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について..... ”
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について..... ”

公 告

- ◇公売通知書の公示送達..... ”
- ◇市民税・県民税・森林環境税ほか2件の納期限変更通知書の公示送達..... ”
- ◇過誤納金充当通知書の公示送達..... 15584
- ◇市民税・県民税・森林環境税ほか3件の督促状の公示送達..... ”
- ◇債権差押調書の公示送達..... ”
- ◇配当計算書の公示送達..... ”
- ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達..... ”
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について..... ”
- ◇港湾法に基づく撤去工作物等の保管について..... ”

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... 15585
- ◇指定下水道工事店の指定について..... ”

農業委員会告示

- ◇農業委員会総会の招集について..... ”

告 示

横須賀市告示第 185 号

市道路線廃止に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 7 年10月10日

横須賀市長 上地 克 明

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1,998	浦賀 1 丁目71番の 5 地先から 浦賀 1 丁目74番の 1 地先及び73番の 2 地先まで		

横須賀市告示第 186 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年10月10日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 7 年10月10日

横須賀市長 上地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
4,168	旧	芦名 2 丁目1109番の 3 地先から 芦名 2 丁目1108番の 5 地先まで	メートル 2.4 ～ 2.7	メートル 48.6
	新	芦名 2 丁目1109番の 3 地先から 芦名 2 丁目 906 番の18地先まで	3.6 ～ 4.4	48.0

横須賀市告示第 187 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5 項第12号イに該当します。

令和 7 年10月10日

横須賀市長 上地 克 明

- 形質変更時要届出区域
横須賀市夏島町20番 4 の一部
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

横須賀市告示第 188 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和 7 年10月10日

横須賀市長 上地 克 明

- 形質変更時要届出区域

横須賀市走水 1 丁目 947 番、1897番及び1898番の各一部
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

公 告

横須賀市公告第 178 号（令和 7 年 9 月26日） （掲 示 済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、公売通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 9 月26日

横須賀市長 上地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 179 号（令和 7 年10月 3 日） （掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでない

いたため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 3 期分及び第 4 期分の納期限は、令和 7 年10月17日に変更する。
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 3 期分及び第 4 期分の納期限は、令和 7 年10月17日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 180 号 (令和 7 年10月 3 日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 181 号 (令和 7 年10月 3 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 3 期 分	令和 7 年 8 月25日
		第 4 期 分	令和 7 年 2 月27日 令和 7 年 8 月25日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 4 期 分	令和 7 年 3 月27日
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和 7 年 7 月29日
		第 2 期 分	令和 7 年 9 月16日
		6 月随時分	令和 7 年 7 月29日
		7 月随時分	令和 7 年 8 月28日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和 7 年 6 月30日
		第 2 期 分	令和 7 年 8 月28日
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	全 期 分	令和 7 年 6 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 182 号 (令和 7 年10月 3 日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかで

ないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 183 号 (令和 7 年10月 3 日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 184 号 (令和 7 年10月 3 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年10月 3 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 185 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 7 年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号
横浜 横須賀 ・2-43

横須賀市公告第 186 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第56条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり所有者及び管理者不明の船舶を撤去し、及び保管しました。当該船舶は、令和 8 年 4 月10日まで保管し、保管期間が経過した船舶は、本市が処分します。

令和 7 年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 保管した船舶の種類、数量及び形状			
種 類	数 量	形 状 寸 法	
グラスファイバー製ボート	1 隻	長さ 2.80メートル	幅 1.15メートル
同	1 隻	長さ 2.40メートル	幅 1.10メートル
同	1 隻	長さ 2.20メートル	幅 1.15メートル

2 保管した船舶が放置されていた場所及び当該船舶を撤去した日時

- (1) 保管した船舶が放置されていた場所
横須賀市長瀬 1 丁目11番 1 地先

- (2) 船舶を撤去した日時
令和 7 年 9 月11日午後 3 時57分
- 3 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 船舶の保管を始めた日時
令和 7 年 9 月11日午後 4 時10分
- (2) 船舶の保管の場所
横須賀市久里浜 8 丁目2567番18地先
- 4 返還を受ける方法等
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市港湾部港湾管理課

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第43号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出がありました。

令和 7 年10月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	届 出 年 月 日
94	有限会社港水道工業所	川 上 重 明	横浜市鶴見区浜町一丁目 5 番地の 3	令和 7 年 9 月 2 日

横須賀市上下水道局告示第44号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和12年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 7 年10月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 456	株式会社たかはし	高 橋 知 哉	横浜市瀬谷区瀬谷四丁目12番地36モンシャトー瀬谷 104	令和 7 年 9 月17日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第10号（令和 7 年10月 1 日）
（ 掲 示 済 ）

令和 7 年第10回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 7 年10月 1 日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

1 日時 令和 7 年10月10日午後 3 時

2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室

3 会議に付議すべき事項

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

(2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について

(4) 非農地証明申請について

(5) 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について

(6) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について

(7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について